交通安全指導マニュアル

～旗ふり指導の手引き～

交通安全協会浜北地区支部
交通安全指導員

1:『自分・こども・車(通行者)』の安全を考えて行いましょう。
車を停止させる権限はありません。**車を無理に停めない！道路中央まで出ない！車の前に立たない！** 車の切れ目・速度を見極め、**はっきり大きく明確な動作で**、余裕をもって旗を出しましょう。

2:横断する人(班)が連続し、交通渋滞を起こす可能性があるときはある程度で区切り、横断者を止めてください。
こどもを**急がせる・あわてさせることがないよう**に、歩く速さや集団の状況に合わせて指導しましょう。
止まらない車がいることに留意し、**こども自身にも安全確認をするよう声かけ**してください。

旗ふりの基本動作

道路交通法:第14条4項より
児童や幼児が通学・通園のため道路を通行している場合、その場に居合わせた者は誘導や合図等の措置により 児童・幼児が安全に道路を通行できるよう努めなければならない。

1 こどもを止める
（旗はこどもの身長に合わせる）

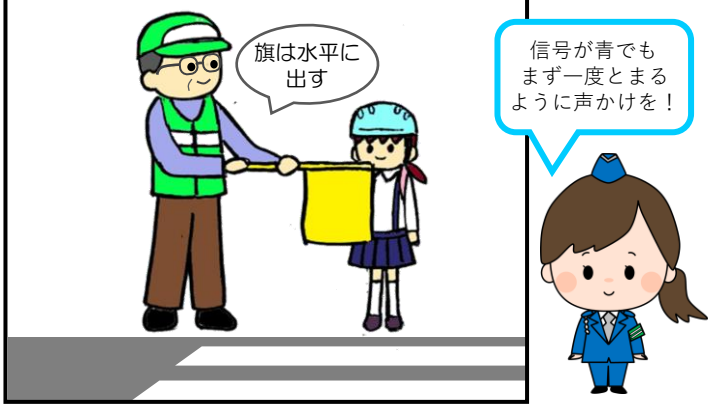

2 車の切れ目を見て旗を上にあげる

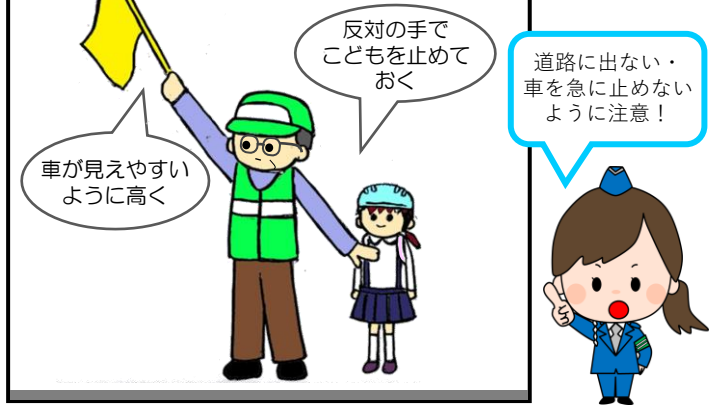

3 車の停止を確かめたあと旗を前におろす

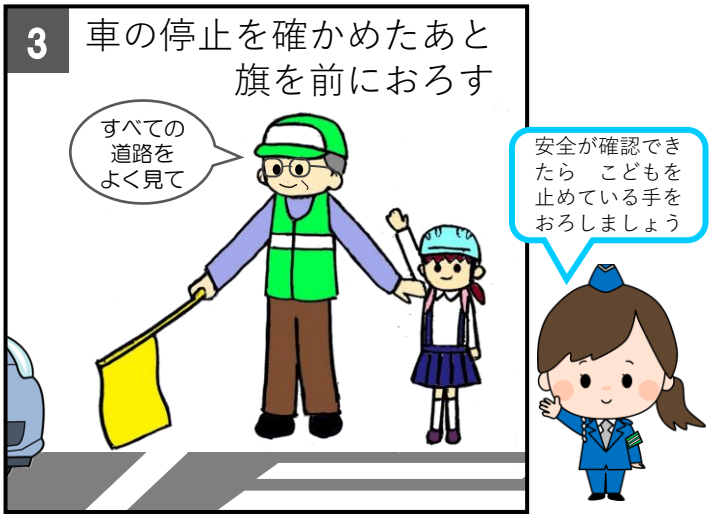

4 こどもを横断させる
旗はすみやかに戻し、止まってくれた運転者へのお礼もお願いします。

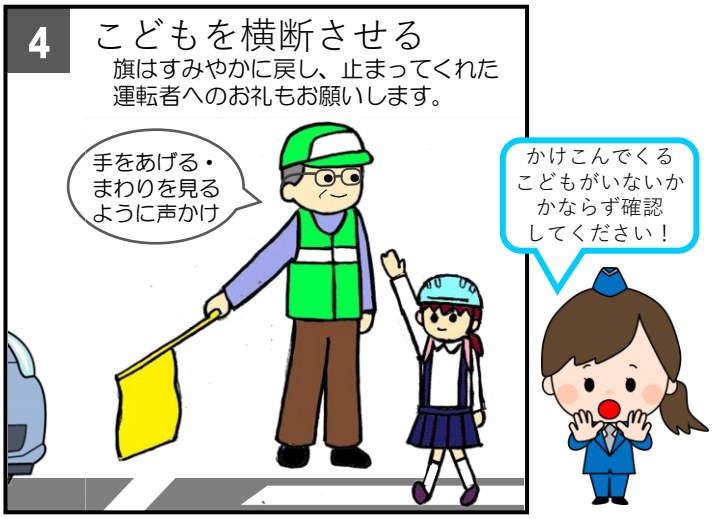

☆道路状況・道路形状によりこの形でおこなうことが難しい場合は『周りをよく見る』『無理をして渡らせない』ことに気をつけ、臨機応変に対応をお願いします。

☆「止まって」「車をよく見て」など具体的な言葉をかけ、飛び出しを防ぐために まずは一度しっかり『止まる』ことを伝えてください。

◆冬の早朝・夕方・天候が悪い日は車も人も周囲が見づらくなります。なるべく目立つ服装でお願いします。
◆両手が使えるように、なるべく 雨天時➔レインコート 暑さ対策➔帽子を着用してください。
◆車が停止するには【空走距離＋制動距離＝停止距離】が必要です。運転手が急ブレーキにならないように安全をよく確かめて旗を出しましょう。

おねがい！

◎交通の流れを考慮し、旗を早く出しすぎないようにしましょう。
◎どんな場所でも安全確認・安全確保をかならず行い、自分が道路に出すぎないようにしましょう。
◎こどもを安全に横断させることを第一の役割とし、車を誘導する行為は控えましょう。

道路での立ち位置

☆信号機がある場所は信号機に従う。
（青になってから旗を出す、青点滅➔渡り始めてはいけない）
☆信号機がない場所は車が止まるまで待つ。
☆追い越しの危険があるため、大型車やバイクを止めることは避ける。

【単路（まっすぐの道）の場合】

◇横断歩道の右端（停止線側）に立つ。

◇1人で立つ場合はこどもが渡り始める側に立つ。安全なスペースがない場合は反対側に立つ。

◇2人の場合はこども側に立つ人が主となり、息を合わせて旗を出す。

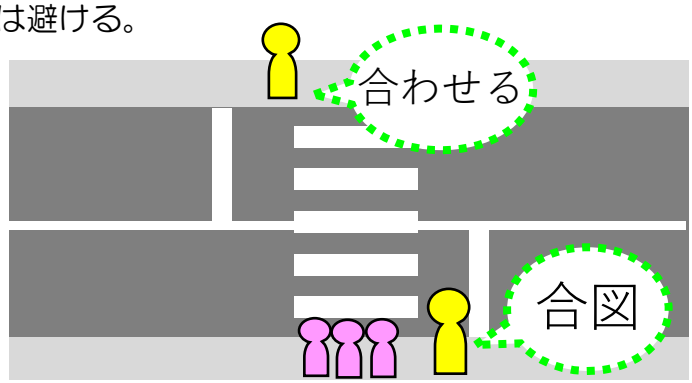

【交差点の場合】

◇全体の交通状況がよく見える場所に立つ。

◇すべての車からよく見えるように立つ。位置を工夫し、旗を出す。

◇曲がってくる車がいるため、右左だけでなく後ろ・前の道路の安全確認を忘れない。

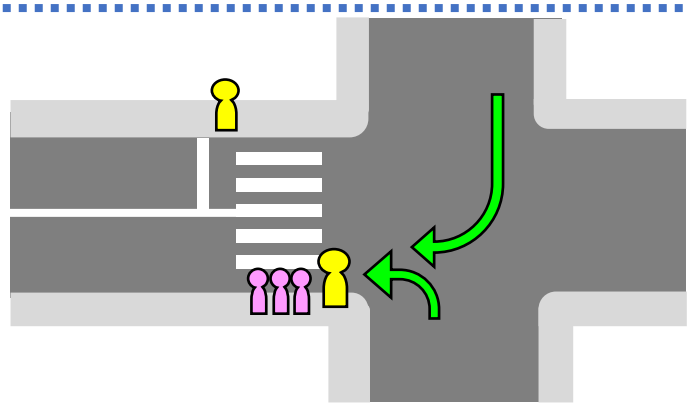

安全に横断させること、道路の危険を理解させ こどもの自主的な安全行動につなげることを前提として指導してください。

自転車の横断について

自転車通学の中学生等を横断させる際は、この点に注意してください。

手前の一時停止で止まらず横断➔✕

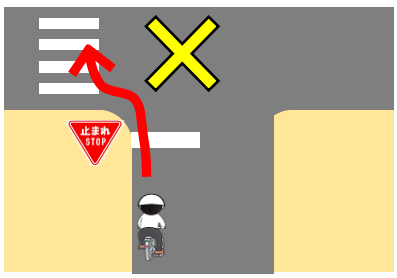

停止線の手前で一度止まり前に出る➔○

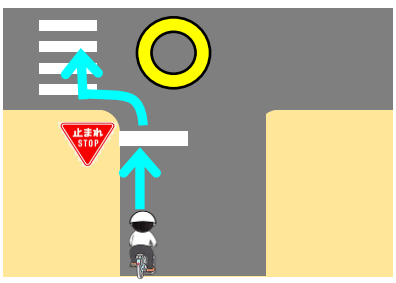

※自転車は かならず横断歩道を利用しなければいけないわけではありません

参考：歩行者等の横断に関する『道路交通法』

○横断歩道の利用（道路交通法　第12条第１項）
横断歩道がある場所の付近では その横断歩道によって横断しなければならない

○斜め横断の禁止（道路交通法　第12条第２項）
斜めに道路を横断してはならない

○直前・直後横断の禁止（道路交通法　第13条第１項）
車両等の直前または直後で横断してはならない

大人のみなさんが 日頃から**良いお手本となる行動**を示しましょう！